イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の五十・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十・二五以上）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の四十六・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十六・七五）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の四十四・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十四・七五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の五十三・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十七・七五以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の四十四・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十一・七五）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の四十二・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の四十九・七五以下）

２・３　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十三号）に基づき、同法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替えに関し次の人事院規則を制定する。

令和五年十一月二十四日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一五〇

人事院規則九―一五〇

令和五年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え

令和五年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、その者の切替日の前日における俸給月額に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

新俸給月額	切替日の前日における俸給月額
円	円
960,000	950,000
1,081,000	1,070,000
1,178,000	1,175,000

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の五十一・五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十一・五以上）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の四十八（特定管理職員にあつては、百分の五十八）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の四十六以下（特定管理職員にあつては、百分の五十六以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の五十四・五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十九以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の四十六（特定管理職員にあつては、百分の五十三）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の四十四以下（特定管理職員にあつては、百分の五十一以下）

２・３　（略）